

宇陀市いじめ防止基本計画 概要版

令和8年 7 月 宇陀市教育委員会



宇陀市いじめ防止基本方針 はじめに



「いじめを生まない環境づくり」と「いじめを許さない態度や能力の育成」の実現へ

**いじめをしない・
させない・
ゆるさない**

人権侵害を決して
許さない強い態度
を社会全体で育む。

**子どもの生き抜く
力の育成**

他社の尊厳を重ん
じ、多様性を認め、
困難に立ち向かう
力を培う。

**いじめの
防止**

集団づくり、命の教
育などによるいじめ
の防止。

**いじめの
早期発見
・早期対応**

些細なサインも見逃
さず、疑い段階から
「組織」で対応。

**子どもを守り
抜く強い姿勢**

学校・地域・家庭
一体となり守り抜く

宇陀市いじめ防止基本方針 第1章概要



第1章 いじめ対策についての基本的な事項



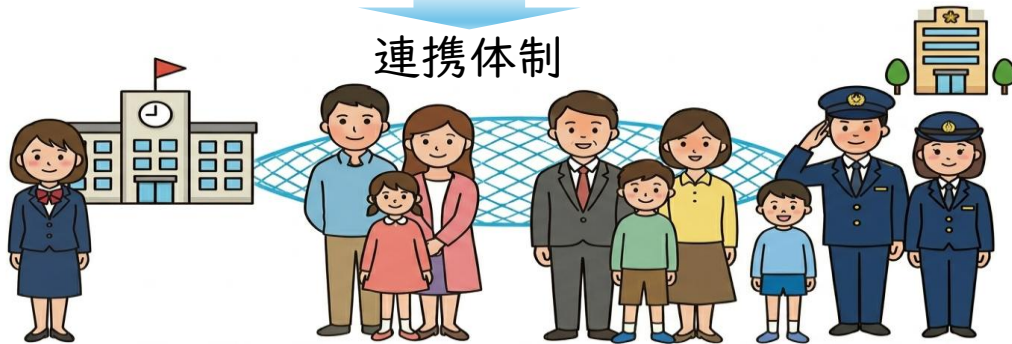
いじめの定義:一定の人的
関係にある他者からの心理
的・物理的な影響により児
童等が心身の苦痛を感じて
いる行為

基本的な方針

防止・早期発見・認知

いじめへの対応

連携体制



連携・協働:学校・家庭・地域・警察・関係機関

解消

行為の停止(3か月目安)+苦痛の解消

早期発見・対応

定期的なアンケート
教育相談体制の整備
教職員資質向上研修
日常のサインの把握・共有



解消の定義

行為が止んでいる
(少なくとも3か月目安)
+
心身の苦痛の解消

学校

担任・生徒指導等
管理職
SC・SSW

連携体制

家庭

家族のコミュニケーション

宇陀市いじめ防止
推進協議会

地域



見守り隊
コミュニティスクール 等

警察



犯罪行為の対処

・子ども家庭相談
センター
・医療機関
・人権擁護委員
・民生委員 等

宇陀市いじめ防止基本方針 第2章概要



第2章 防止等のために市が実施する取組

推進・調査組織

1

宇陀市いじめ防止推進協議会



学校・教育委員会・法務局・警察・
スクールカウンセラー 他

2

宇陀市いじめ問題等対策委員会



教育委員会の附属機関
第三者専門家による調査

主な取組



人権・いのちの教育
の推進



SC・SSW等の充実・
相談体制整備



ネットいじめ防止体制整備



教職員等の資質向上

宇陀市いじめ防止基本方針 第3章概要

第3章 防止等のために学校が実施する取組

学校いじめ防止基本方針の策定



毎年度4月、児童生徒・保護者に説明

校内いじめ問題対策委員会の設置・開催



学校基本方針に基づく取組の中核、いじめの疑いに係る情報の共有・対応の検討

1

防止



人権意識と心の教育の充実

2

早期発見



定期アンケート・面談の実施
早期より積極的に認知

3

対応・再発防止



組織的かつ迅速な支援体制の整備

4

ネットによるいじめ対応



情報リテラシー・モラル教育の実施

5

地域や家庭との連携



顔が見える関係の構築

6

関係協力機関との連携



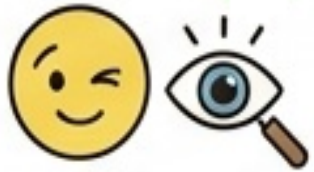
専門的知見とリソースの活用

宇陀市いじめ防止基本方針 第4章・第5章概要



第4章 家庭が実施する取組

家庭の役割と見守り



子どもの様子観察



定期的な会話



家庭内のルール



安心できる居場所

学校



第5章 地域や関係機関等における取組

地域・関係機関との連携



地域
ボランティア

見守り

地域安全
パトロール

専門的
支援



医師



警察



子ども家庭
センター職員



専門的相談の充実



警察・司法
との連携



関係機関等
ネットワーク

宇陀市いじめ防止基本方針 第6章



第6章 重大事態への対処

1 基本的な取組



- ・事態認知後、迅速な状況把握
- ・方針・対処の決定
- ・市教委へ報告

2 平時からの備え



- ・教育委員会・関係機関との連携
- ・弁護士・医師・学識経験者、専門家等との連携体制の構築

3 把握する端緒

- ・「疑い」の段階から対応
- ・児童生徒や保護者から申立てがあったときは、報告・調査等に当たる



4 調査（迅速・適切な対応）



- ・いじめ問題等対策委員会等による客観的事実の調査
- ・調査結果に基づく対処
- ・再発防止策の作成

5 再調査

- ・市長の判断に基づき



- ・公平・中立性を確保し、第三者機関が再調査
- ・再発防止措置を策定



6 公表（適切な周知）

- ・調査結果は、いじめを受けた児童生徒やその保護者の意向等を総合的に判断し公表



- ・プライバシー保護の徹底